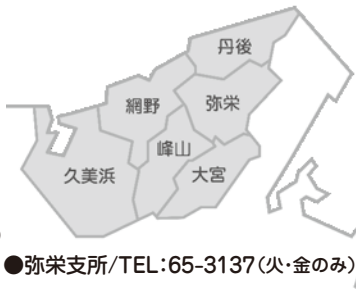


# 商工会だより



2020  
**10**  
vol.155  
令和2年10/25発行

京丹後市商工会 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1

●TEL:0772-62-0342 ●FAX:0772-62-3553 ●URL:https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp

●網野支所/TEL:72-1863 ●大宮支所/TEL:68-0038 ●丹後支所/TEL:75-2222 ●久美浜支所/TEL:82-0155 ●弥栄支所/TEL:65-3137(火・金のみ)

## 家賃給付支援金 申請サポートキャラバン設置のお知らせ

現在、給付金の申請は、「ご本人による電子申請のみ」となるため、商工会独自でオンラインでの入力を支援する申請サポートを行っておりますが、携帯電話等通信手段のない事業者も申請していただけるよう「キャラバン隊」による申請サポート会場を下記により設けることとしましたので、お知らせいたします。

**開催期間:** 2020年10月26日(月)～2020年11月1日(日)

**開催時間** 9時00分～17時00分(最終受付15時30分)  
※最終日:15時30分(最終受付14時00分)まで

**開催会場** 〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野353-1  
京丹後市役所網野庁舎 別館1F 会議室

**予約方法** ・電話で予約 ☎0120-150-413  
(受付時間9:00～18:00(土日・祝日を含む))  
・HPから予約「家賃支援給付金」で検索

### 必要な書類等

- ・申請補助シートを入手  
(ホームページから入手できます。商工会にもご用意しております。)
- ・申請補助シートの「必要書類一覧」で必要書類を確認し、用意してください。
- ・申請補助シートに必要事項を記入。

### 給付対象者

2020年5月～12月の間に①、②のいずれかにあてはまる事業者  
①いずれか1か月の売上が前年と同じ月と比較して50%以上減っている  
②連続する3か月の売上の合計が前年と同じ月と比較して30%以上減っている

### 給付額

中堅・中小企業や小規模事業者 最大600万円、個人事業者 最大300万円  
(申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍)

### 注意事項

- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、完全予約制としています。
- ・申請サポート会場はコピー機をご用意しておりません。
- ・USBメモリなどでデータを受け取ることもできませんので、必要書類のコピー(できれば現物)をご持参ください。
- ・新型コロナウイルス感染防止のため、来訪当日の検温、お一人での来訪、マスクの着用、ボールペンのご持参をお願いします。
- ・制度の内容、申請の不備などに関するご質問がある場合は、家賃支援給付金コールセンターまでお問合せください。

### お問合せ等 家賃支援給付金コールセンター

☎0120-653-930 (平日・日8:30～19:00)(土曜・祝日を除く)  
家賃支援給付金HP:https://yachin-shien.go.jp/

## 京都府中小企業融資制度「新型コロナウイルス対応緊急資金」の実施期間延長等について

京都府「新型コロナウイルス対応緊急資金(普通保証・セーフティネット5号保証)」について、実施期間を令和2年9月30日(水)と定めていましたが、府内中小企業者等への影響は現在も続いており、京都府制度融資においても新型コロナウイルス感染症に係る融資制度を中心に利用が続いていることから、実施期間が令和3年3月31日(水)まで延長されましたので、お知らせいたします。なお、今回の制度改定による変更点は以下の2点です。(実施期間以外の要件に変更はありません。)

1. 実施期間延長 改正前:令和2年9月30日まで  
改正後:令和3年3月31日まで
2. 「新型コロナウイルス対応緊急資金に係る申告書(別添)」において、申請者の押印欄を削除(押印を省略可能)

なお、新型コロナウイルス対応緊急資金等の実施期間は、以下のとおりとなっております。  
・災害対策緊急資金(セーフティネット保証4号)は令和2年12月1日まで  
・あんしん借換資金(危機関連枠)は 令和3年1月31日まで

## 京都 GoToEatキャンペーンに係る利用店舗募集について

農林水産省が実施するGo To Eatキャンペーン事業(食事券発行事業)について、食事券利用店舗の募集が開始されていますので、お知らせいたします。

### 参加資格

以下の条件を満たす京都府内で営業している飲食店

- (1)届出住所が京都府であり、かつ府内に事業所・店舗を有する者  
\*京都府外に本店がある場合でも、府内の店舗等あれば府内店舗のみ対象とする。
- (2)日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること。

### 業種別分類番号一覧

76-10 食堂、レストラン(和食・洋食・中華等各種料理を提供)  
76-21 和食、牛丼、和風料理店 / 76-22 ラーメン・中華料理店 / 76-23 焼肉店  
76-24 料亭・洋食・カレー・スパゲッティ・ステーキハウス・各国料理店  
76-30 そば・うどん店 / 76-40 すし店 / 76-50 酒場、ビアホール  
76-70 喫茶店 / 76-91 ハンバーガー店 / 76-92 お好み焼・焼きそば・たこ焼店  
76-93 その他の飲食店

- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていないこと。
- (4)農林水産省が示す飲食店が守るべき感染症予防対策に取り組んでいる者
- (5)新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議が発行する「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所」ステッカーを店舗に貼付している者  
まだ申請していない事業者様は下記により申請下さい。

### 【ガイドライン推進宣言事業所ステッカー】

HP https://www.kyotokaigi.com/  
又は、商工会窓口ステッカー申込書を備え付けています。  
ステッカー交付についての詳細は裏面に掲載しています。

### 利用店申込方法

- ・WEBから申込(https://premium-gift.jp/kyoto-eat/)よりお申し込みください。
- ・書面で申込(商工会窓口)に申請書を備え付けております。必要事項を記入の上、京都GoToEat事務局まで郵送でお申込みください。

### 募集申請期間

2020年10月31日(土)17:00まで それ以降の申請については調整中です。

### 利用店舗登録に関する補足事項

- ・利用店舗登録料、換金手数料は無料です。・振込手数料は、事務局が負担します。

### 【お問合せ・郵送先】 京都 GoToEat 事務局

〒600-8421 京都市下京区綾小路烏丸西入童侍者町167 AYA四条烏丸ビル5F  
TEL:075-276-4051(平日9:30～17:30) URL:https://premium-gift.jp/kyoto-eat/

## コロナマル経融資について

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無担保・無保証人・低利で融資する制度です。通常の経営改善貸付(略称:マル経融資)とは別に、下記の融資制度(略称:コロナマル経融資)も取り扱っておりますので、商工会までお気軽にご相談ください。

ご利用いただける方	商工会の経営指導を受けて事業の改善に取り組んでいる方で 1.従業員数 常時使用する従業員が20名以下(商業・サービス業 <宿泊業および娯楽業を除く>の場合5人以下)であること 2.税金完納(所得税(法人税)、事業税、住民税) ・6ヶ月以上、商工会の経営指導を受けていること ・最近1年以上同一商工会の地区内で事業を営んでいること 3.新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している事業者
ご融資額(別枠)	1,000万円以内(別枠)
ご返済期間(うち据置期間)	運転資金7年以内(3年以内) 設備資金10年以内(4年以内)
金利	年1.21%(令和2年10月1日時点) 当初3年間:基準金利-0.9%(注) 3年経過後:基準金利
その他	●保証人・担保は不要です。 ●ご利用にあたっては商工会長の推薦が必要です。

(注)一部の対象者については、基準金利-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。